

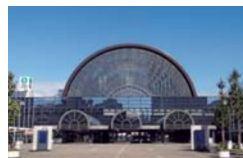


株主総会 会場ご案内図

日時 2018年12月5日(水)
午前10時(受付開始/午前8時50分(予定))
※開会時刻間際は受付が大変混雑いたしますので、お早目にご来場ください。

場所 大阪市住之江区南港北1丁目5番102号
インテックス大阪 6号館Bゾーン

※会場が前回の定時株主総会と異なりますので、お間違えのないようご来場ください。



インテックス大阪 外観

交通のご案内

コスモスクエア駅
(大阪メトロ 中央線・南港ポートタウン線)
徒歩約**9分**

中ふ頭駅
(大阪メトロ 南港ポートタウン線)
徒歩約**5分**

お願い：お車でのご来場はご遠慮願います。

当日のお土産について

本臨時株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。
ご了承くださいませようお願い申し上げます。



武田薬品工業株式会社



臨時株主総会招集ご通知

日時 2018年12月5日(水)
午前10時(受付開始/午前8時50分(予定))

場所 インテックス大阪 6号館Bゾーン

目次

臨時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 Shire社の買収を実行するために発行される募集株式の募集事項の決定を取締役に委任する件	4
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)3名選任の件	17
電磁的方法(インターネット等)による議決権行使のご利用上の注意点	21

Better Health, Brighter Future

臨時株主総会会場について

開催場所が前回の定時株主総会と異なりますので、末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご来場ください。

当日のお土産について

本臨時株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。
ご了承くださいませようお願い申し上げます。

武田薬品工業株式会社

証券コード 4502

招集ご通知

株主各位

証券コード 4502
2018年11月15日

大阪市中央区道修町四丁目1番1号
武田薬品工業株式会社
代表取締役社長 クリストフ ウェバー

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、Shire plc (以下「Shire社」といいます) の買収に関し、当社臨時株主総会 (以下「本臨時株主総会」といいます) を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法 (インターネット等) によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。2018年12月4日 (火曜日) 午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2018年12月5日 (水曜日) 午前10時 (受付開始/午前8時50分 (予定))
2. 場 所	大阪市住之江区南港北1丁目5番102号 インテックス大阪 6号館Bゾーン (開催場所が前回の定時株主総会と異なりますので、末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご来場ください)
3. 株主総会の 目的事項	決議事項 第1号議案 Shire社の買収を実行するために発行される募集株式の募集事項の決定を取締役に委任する件 第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く) 3名選任の件 (第1号議案および第2号議案を総称して、以下「本臨時株主総会議案」といいます) 上記各号の議案の内容等は、後記の株主総会参考書類 (4頁から20頁まで) に記載のとおりであります。

議決権行使のご案内

株主総会へご出席の場合

同封の議決権行使書用紙を出席票として会場受付にご提出ください。
また、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

日 時 2018年12月5日 (水曜日) 午前10時 <受付開始/午前8時50分 (予定) >

書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、以下の行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 2018年12月4日 (火曜日) 午後5時30分到着分まで

電磁的方法 (インターネット等) による議決権行使の場合

21頁に記載の「電磁的方法 (インターネット等) による議決権行使のご利用上の注意点」をご確認ください。画面の案内に従って、以下の行使期限までに、議案に対する賛否のご入力完了してください。

行使期限 2018年12月4日 (火曜日) 午後5時30分入力完了分まで

議決権行使の取扱いについてのご案内

- (1) 書面と電磁的方法 (インターネット等) により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず電磁的方法 (インターネット等) によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) 電磁的方法 (インターネット等) により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (3) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任することができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

インターネットによる開示について

- 株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を以下の当社ホームページに掲載させていただきます。
- 本臨時株主総会の決議結果につきましては、以下の当社ホームページに掲載させていただきます。

当社ホームページ <https://www.takeda.com/jp/investors/reports/shareholders-meetings/>

招集ご通知

本臨時株主総会議案に関する推奨

当社取締役会（当社取締役のそれぞれの氏名は以下に列挙いたします）は、全会一致で、当社の株主様に対し、本臨時株主総会議案に賛成の投票をすることを推奨しております。また、当社株式を所有する当社取締役は、その所有にかかる当社株式合計 185,896 株（これは、本臨時株主総会の基準日である 2018 年 10 月 19 日における当社の発行済株式総数の約 0.02% に相当いたします）すべてにつき、本臨時株主総会議案に賛成の投票をすることに撤回不能形で同意しております。

当社取締役

クリストフ ウェバー	藤森 義明	山中 康彦
岩崎 真人	東 恵美子	国谷 史朗
アンドリュウ プランプ	ミシェル オーシンガー	ジャン＝リュック プテル
坂根 正弘	志賀 俊之	初川 浩司

英国テイクオーバーコードに基づく責任に関する記述

当社取締役は、英国の企業買収・合併に関するシティ・コード（the City Code on Takeovers and Mergers、以下「**テイクオーバーコード**」）に従い、意見の表明を含め、本書に含まれる情報について責任を負うとともに、当社取締役の知り、また信じる限りにおいて、本書に含まれる情報が、事実に沿ったものであり、かつ、当該情報の趣旨に影響を与えるおそれのある事項が省略されていないことを確認しております（なお、当社取締役は、この確認にあたり、すべての合理的な注意を尽くしております）。

以上

株主総会参考書類

株主総会参考書類

議案および参考事項

第 1 号議案 Shire 社の買収を実行するために発行される募集株式の募集事項の決定を取締役に委任する件

当社と Shire 社は、2018 年 5 月 8 日付けにて、当社が Shire 社の発行済普通株式および発行予定普通株式のすべてを取得する取引（以下「**本件買収**」）に関する提案について、両社間で合意したことを公表いたしました。両社は、本件買収における対価（以下「**本件買収対価**」）と総称します）として、当社が、Shire 社普通株式 1 株に対し、現金 30.33 米ドルおよび当社普通株式（以下「**本件当社新株式**」）といいますが、0.839 株または当社普通株式 0.5 株を表章する当社米国預託証券（American Depositary Share）（以下「**本件当社新 ADS**」）といいますが）1.678 株の割合で交付すること（以下、本件当社新株式または本件当社新 ADS による本件買収対価を「**本件株式対価**」）と総称します）を合意しております（注 1）（注 2）。

（注）1. 当社は、本件当社新 ADS を、本件効力発生日（以下 1（2）に定義されます）またはその直後に、ニューヨーク証券取引所に上場するべく申請予定です。
2. 本件当社新 ADS 1 株は当社普通株式 0.5 株を表章しますので、本件当社新 ADS 1.678 株＝当社普通株式 0.839 株ということになります。

本議案は、本件株式対価を交付するために必要となる当社普通株式の募集事項の決定を取締役に委任（以下「**本件委任**」）といいますが）することについて、会社法第 199 条および第 200 条第 1 項に基づき、株主の皆様のご承認をお願いするものです。

なお、当社は、本件委任に基づき行なう募集株式の発行により、本件買収の対価として本件株式対価の交付を実現いたしますことから、当社による本件買収の実行のためには、本件委任についての株主の皆様のご承認が必要となります。その意味におきまして、実質的には、本議案が本件買収につき株主の皆様のご承認を求める議案ということになります。

1. 募集事項の決定に関する委任

(1) 会社法第 199 条および第 200 条第 1 項に基づく決議事項

会社法第 199 条および第 200 条第 1 項に従い、本件委任に基づき当社取締役会において募集事項を決定することができる募集株式の種類および数の上限ならびに払込金額の下限について、以下のとおり株主の皆様にご承認をいただきたく存じます。

なお、本件委任に基づき行なうことができる募集株式の発行は、会社法第 200 条第 3 項に基づき、本臨時株主総会の日から 1 年以内に行われるものに限られます。

株主総会参考書類

募集株式の種類	当社普通株式
募集株式の数の上限	780,703,990株 ^(注1)
1株当たりの払込金額の下限	以下を日本円に換算した額のいずれか低い額を、0.839で除して得られる金額 ^(注2) といたします(ただし、小数点以下を切り捨てます)。 ① 本件価額決定日 ^(注3) における、Shire社普通株式1株のロンドン証券取引所における終値 ② 同日におけるShire社の米国預託証券(以下「Shire社ADS」といいます)1株のナスダック証券取引所における終値に3分の1を乗じて得られる額(ただし、小数点以下を切り捨てます) ^(注4) なお、日本円への換算に際しては、本件価額決定日における株式会社三菱UFJ銀行が公表する英国ポンドおよび米国ドル対顧客直物電信売買相場の仲値を用います。

(注) 1. 「募集株式の数の上限」は、(i) 2018年10月23日(本書記載の数値を参照した日であり、以下「**本件直近参照日**」といいます)におけるShire社の発行済普通株式数914,765,926株(本件直近参照日時点におけるShire社の自己株式数7,357,283株を除きます)、および、Shire社の株式報酬制度に基づき、本件直近参照日から本件買収の完了までの間に、Shire社が発行し、または発行する可能性があるShire社普通株式の予想数(合理的に想定される最大数)である15,751,344株を加算した数の合計に、(ii) 0.839を乗じて得られる数を基礎として算出しております。
 2. 「1株当たりの払込金額」とは、本件当社新株式1株と引き換えに給付されるShire社普通株式の価額をいいます(会社法第199条第1項第2号)。本件買収において、当社は、Shire社普通株式1株に対し本件当社新株式を0.839株の割合で交付するため、本件当社新株式1株と引き換えに給付されるShire社普通株式の数は、1を0.839で除して得られる数($\frac{1}{0.839}$)となります。そのため、本件当社新株式1株と引き換えに給付されるShire社普通株式の価額も、Shire社普通株式1株の価額(すなわち、上記①または②のいずれか低い価額)を0.839で除して得られる金額($\frac{\text{Shire社普通株式1株の価額}}{0.839}$)となります。
 3. 「**本件価額決定日**」とは、当社取締役会が、本件当社新株式と引き換えに給付されるShire社普通株式の価額を定める日(日本時間)をいいます。
 4. Shire社ADS 1株は同社普通株式3株を表していることから、Shire社ADSに基づき同社普通株式1株当たりの価額を算出する際には、Shire社ADS 1株の価額に3分の1を乗じることになります。

(2) 本件委任に基づく募集株式発行を必要とする理由

Shire社はイギリス王室属領ジャージー会社法(以下「**ジャージー会社法**」といいます)を設立準拠法としているため、本件買収はジャージー会社法第125条に基づきジャージー裁判所(以下「**本件裁判所**」といいます)が管轄する手続である、スキーム・オブ・アレンジメントの手続(以下「**本件スキーム**」といいます)により実施される予定であり、本件スキームにより当社はShire社の発行済普通株式および発行予定普通株式のすべてを取得いたします。

本件スキームにおきましては、本件スキームの対象となるShire社株主およびその保有するShire社普通株式の数を確定するための基準時(以下「**本件スキーム基準時**」といいます)が設定されます。本件スキームの定めに従い、本件スキームが効力を生じる日(以下「**本件効力発生日**」といいます)において、当社は、本件スキーム基準時で発行済みの本件スキームの対象となるShire社普通株式のすべて(以下「**本件取得対象Shire社株式**」といいます)を取得します。当社は、その対価として、本件取得対象Shire社株式を保有する株主(以下「**本件割当対象Shire社株主**」といいます)に対し、本件スキーム基準時において保有する本件取得対象Shire社株式1株当たり、現金30.33米ドルおよび本件株式対価(本件当社新株式0.839株または本件当社新ADS1.678株のいずれか)を交付いたします。

当社は、本件株式対価を本件割当対象Shire社株主に交付するため、本件委任に基づき募集株式の発行を行います。具体的には、当社は、会社法に基づき、金銭以外の財産である本件取得対象Shire社株式の提出と引き換えに、本件割当対象Shire社株主に対する当社普通株式の第三者割当を行います。

当該第三者割当においては、本件委任に基づき発行される本件当社新株式の払込金額は、主に以下の理由から、本件割当対象Shire社株主にとって「特に有利な金額」となる可能性を否定できません。

まず、当該払込金額は、上記(1)に定める「1株当たりの払込金額の下限」以上の金額に決定いたしますが、これが本件割当対象Shire社株主にとって「特に有利な金額」にあたるかは、原則として、(本臨時株主総会の日より後の日である)本件価額決定日の当社普通株式の終値との比較により判断されます。そのため、本件委任に基づき発行される本件当社新株式の払込金額が、本件割当対象Shire社株主にとって特に有利な金額に該当するか否かは、本臨時株主総会の時点においては判明いたしません。

また、本件買収対価は、Shire社普通株式1株当たり30.33米ドルの現金対価を含むこと、さらに、当社の本件買収に関する潜在的関心についての憶測報道がなされる前におけるShire社普通株式の終値との比較において一定のプレミアムを含むことから、本件委任に基づき決定される本件当社新株式の払込金額が、本件割当対象Shire社株主にとって特に有利と判断される可能性があります。

これらを考慮し、第三者割当による本件当社新株式の発行のための本件委任について、会社法第199条および第200条第1項に基づき、株主の皆様のご承認をお願いするものです。

(ご参考)

Shire社は、本書の日付に近接した日において、本件スキームの内容について定めた書類であり、本件裁判所の指示に従って招集されるShire社の株主集会(以下「**本件Shire社株主集会**」)および本件スキームに関連して招集されるShire社の株主総会(以下「**本件Shire社株主総会**」)といふ各招集通知を含む、スキーム・ドキュメントを同株主へ発送する予定です。スキーム・ドキュメントおよび本件買収に関するその他の書類の内容につきましては、当社のウェブサイト(<https://www.takeda.com/investors/offer-for-shire/>)またはShire社のウェブサイト(<http://investors.shire.com/takeda>)をご参照ください。

2. 本件買収の目的および理由

(1) 本件買収の背景 - 当社の成長および変革

1781年、大阪にて創業した当社は、革新的なポートフォリオを有する製薬業界のグローバル企業です。当社は、その確固たるバリュー(価値観)に基づき、世界中の人々に、より健康で輝かしい将来をお届けすることを目指しています。

過去4年にわたって、当社は、世界中の患者さんに画期的な医薬品と革新的な治療法をお届けし得る、機動的でグローバルな研究開発型のバイオ製薬会社の実現に注力し、変革を続けています。当社は、そのバリュー(価値観)を守りながら、世界水準の製品とイノベーションにより、その評価をさらに確固たるものとしています。

当社は、研究開発における生産性の向上に加え、アカデミア、バイオテクノロジー企業およびスタートアップ企業との提携を通じて、そのパイプラインの強化を成し遂げています。当社は、また、画期的な医薬品に注力し、2018年7月31日時点で進行中の臨床研究開発プログラムは37にも及び、その3分の1以上は希少疾患を対象としています。当社は、本件買収の完了後も引き続き、画期的な医薬品の開発に尽力するとともに、外部との相互に強みを生かすパートナーシップを構築する戦略をグローバルに進めてまいります。

株主総会参考書類

イノベーションへの取り組みにおいて、当社は、消化器系疾患、オンコロジー（がん）、ニューロサイエンス（神経精神疾患）にワクチンも加えた各領域におけるアンメットニーズに応えるべく、革新的な医薬品の開発および販売に注力しています。希少疾患は、当社の研究開発戦略における発展領域であり、当社の研究開発プログラムの3分の1以上を占めています。

当社は、2017年のアリアド・ファーマシューティカルズ Inc.の買収、2011年のナイクメッド A/Sの買収、そして2008年のミレニウム・ファーマシューティカルズ Inc.の買収をはじめとする、国境を越えたM&Aおよび買収後の統合に成功してきた優れた実績を有しています。当社は、2018年7月に、先進的なバイオ医薬品会社であるタイジェンクス NVを買収しました。同社は、消化器系疾患に苦しむ患者さんに新しい治療の選択肢を提供するために、重篤な疾患に対する新しい幹細胞療法を開発しています。また、当社は、パイプラインを強化するために、2018年3月期の事業年度において、50件以上の事業提携を実施しています。

当社の経営陣は、経験豊富で多様性に富み、複雑な事業の統合と、大規模な変革を実行する確かな実績を有しています。当社は、当社の誠実：公正、正直、不屈というコアバリューを尊重しながら、当社およびShire社双方の従業員の専門性に基づき、統合に向けた努力を実行することに真摯に取り組み、また、(i)患者さんを中心に考えること、(ii)社会との信頼関係を構築すること、(iii)当社のレピュテーションを向上させること、および(iv)事業を発展させることという当社のバリュー（価値観）に引き続き重点を置いてまいります。当社およびShire社による患者さんへの注力は、当社の上記価値観と一体となり、外部とのコラボレーションを推進かつ実現する環境を創出し、統合後の新会社がさらに前進するように、統合後の新会社の指針となります。

(2) 本件買収の理由

当社取締役会は、本件買収には、戦略的かつ経済的に十分な根拠があり、下記のようなメリットをもたらすものであると確信しています。

■ *魅力的な国内外の拠点を持ち、さらなる発展を促進する規模を有する、日本で設立され日本に本社を置く、企業価値の向上を追求する、グローバルな研究開発型のバイオ医薬品企業を創出すること*

- ・ 本件買収は統合後の新会社に、魅力的な事業地域構成と、日本と米国という、世界第3位および第1位の医薬品市場における主導的地位をもたらします。世界第2位の規模の医薬品市場である中国は、これまでと同じく、今後とも重要な優先市場であり、当社は、今後5年間のうちに、中国において7つの新薬を上市する予定です。米国は、創業のイノベーションが牽引する非常に重要な市場であり、米国における当社の現在の地位は、著しく向上いたします。また、Shire社の製品群ポートフォリオは、日本、ロシアそしてブラジルといった重要な市場で当社の強力な事業基盤の恩恵を受けると見込んでおります。
- ・ 事業規模と効率性が増強される結果、本件買収により、統合後の新会社においては、生産性の高いR&D（研究開発）エンジンの一層の強化が可能となり、当社は世界中の患者さんに画期的な医薬品と革新的な治療法をお届けすることができます。

■ *3つの重点領域のうち2領域における当社の地位を強化し、希少疾患および血漿分画製剤における主導的な地位を確保すること*

- ・ 本件買収は、当社の3つの重点疾患領域（消化器系疾患、オンコロジー（がん）およびニューロサイエンス（神経精神疾患））のうちの2領域（消化器系疾患およびニューロサイエンス）における当社の地位を強化するものです。また、希少疾患および血漿分画製剤の領域における主導的地位を確保します。
- ・ 本件買収の完了後も、当社は、近年のアリアド・ファーマシューティカルズ Inc.の買収に代表されるように、引き続きオンコロジー事業の成長を加速させます。さらに当社のワクチン事業は、世界の重要課題である公衆衛生のニーズに貢献し続けます。
- ・ 当社は、消化器系疾患、オンコロジー、ニューロサイエンス、希少疾患および血漿分画製剤の5領域から、統合後の新会社の売上約75パーセントの売上を見込んでおります。

■ *強固かつモダリティ（創薬手法）の多様な、高度に補完的なパイプラインを創出し、画期的なイノベーションにフォーカスしたR&Dエンジンを強化すること*

- ・ 当社とShire社は、高度に補完的なパイプラインを有しています。Shire社は、遺伝子治療および遺伝子組み換えタンパク質といった分野における最先端の技術とともに、希少疾患の領域における強固な専門知識や高分子薬を含む多様なモダリティ（創薬手法）の魅力的な中期および後期開発パイプラインを有しています。当社は、生産性の高い早期開発段階および特に低分子を強みとする研究を主軸とした研究開発プログラムを有しています。
- ・ 両社はともに、米国における技術革新の中心地であるボストン地域における研究開発の取り組みに重点を置いています。また、日本初の製薬企業主導によるヘルスイノベーションに関するエコシステムである当社の湘南ヘルスイノベーションパークも、これを支えます。
- ・ 過去4年間にわたり、当社は、生産性向上を目指したR&Dエンジンの変革に取り組んでおり、また、早期開発段階のパイプラインの充実が示すように、疾患領域を絞り込むことおよび外部とのパートナーシップの増加により価値を生み出してきています。本件買収は、この変革を加速させ、R&Dエンジンへの投資および患者さんへのより広い貢献を継続するためのさらなるキャッシュフローをもたらします。

株主総会参考書類

■ 当社のキャッシュフロープロフィールの向上、また、十分なシナジー創出および充実した株主還元の実施への経営陣のコミットメントを通じて、統合後の新会社に十分な経済的利益を提供すること

- ・ 本件買収においては、24億米ドルの一時的な費用が生じる一方、本件買収の完了後3事業年度目の年度末までに、少なくとも年間14億米ドルという税引前コストシナジー効果を生み出し、これに加えて地理的および重点領域の補完による追加的な売上シナジーをもたらす可能性があると予測しています^(注1)。
- ・ 本件買収は、1株当たり利益を希薄化させるものではなく、むしろ、本件買収完了後最初の事業年度から、実質ベースの当社1株当たり利益は大幅に増加する見込みです。また、本件買収は、本件買収の完了後3年以内に、決算報告ベースの当社1株当たり利益を増加させる見込みです^(注2)。
- ・ 本件買収は、当社の株主に対し充実した株主還元をもたらす、また、投下資本利益率(ROIC)は、本件買収の完了後最初の事業年度中に、当社の資本コストを上回ると見込んでおります^(注3)。
- ・ 本件買収の条件は当社の厳格な投資基準に基づいたものであり、当社は、1株当たり180円の年間配当という確立された配当方針および投資適格格付を維持することを企図しています。
- ・ 本件買収により実現すると期待されているキャッシュフロー創出力の大幅な強化により、本件買収の完了後速やかに統合後の新会社のレバレッジを低下させることが可能となります。また、当社は、投資適格格付を維持する方針であり、本件買収の完了後3年から5年以内に、新株発行を行わずとも純有利子負債/調整後EBITDA^(注4)倍率は、目標とする2.0倍以下となる予定です。負債返済を加速させ、最適な事業構成を確保するために、当社はノンコア資産(非中核資産)の売却を検討する予定です。
- ・ 本件買収後、ポートフォリオの拡大・改善により、統合後の新会社の事業投資余力および当社株主への還元余力はともに増強されます。当社の配当ポリシーは過去9年間にわたって一貫しており、当社株主に対し、1株当たり180円の年間配当を行ってきています。当社の確立された配当方針は、将来の株主還元における重要な要素であり続けます。
- ・ 本件買収により、当社は、当社においてメインの上場市場である東京証券取引所と、ニューヨーク証券取引所との双方に上場される唯一の医薬品企業となることが予定されており、これにより、世界で最も大きな2つの資本市場へのアクセスが可能となります。
- ・ 当社は、東京証券取引所に上場された最大の医薬品企業であり続けることに加え、本件買収により、本件直近参照日における時価総額試算の比較において、東京証券取引所で8番目に大きな企業となります。

- (注) 1. 上記の記載には、テイクオーバーコードに基づく定量的な財務的利益の表明(a quantified financial benefits statement)が含まれています。この定量的な財務的利益の表明は、当社が2018年5月8日にテイクオーバーコードのRule 2.7に基づき行ったShire社買収の申出に関する公表(以下「**本件Rule 2.7アナウンスメント**」)といいますが)の第4項および別紙IVのPart Aにおいて最初になされたものです。また、当該表明に関しては、当社の財務報告に関する会計アドバイザーであるDeloitte LLPならびに当社のフィナンシャル・アドバイザーであるEvercore Partners International LLP、J.P. Morgan Securities plcおよびNomura International plcが、テイクオーバーコードRule 28.1(a)に基づき求められる意見を表明しております。当該意見を含む報告書の写しは、本件Rule 2.7アナウンスメントの別紙IVのPart BおよびPart Cに含まれております。
- 当社取締役会は、(i) 2018年5月8日以降、上記の定量的な財務的利益の表明に重要な変更はなく、現時点においても妥当であることを確認しており、(ii) Deloitte LLP、Evercore Partners International LLP、J.P. Morgan Securities plcおよびNomura International plcは、それぞれ、上記の定量的な財務的利益の表明に関して作成した報告書が現時点においても妥当であることを当社に対して確認しております。
2. 上記記載における、「実質ベースの当社1株当たり利益」の算出においては、事業等の売却、為替、特別もしくは非定期的事象、または当社の中核事業に関連しない事象による影響を控除し、「決算報告ベースの当社1株当たり利益」とは、国際会計基準に準拠して計算される1株当たり利益を指します。また、本件買収が利益を増加させるという上記の記載は、利益の予測を示すことを意図したのではなく、そのように解されるべきではなく、また、利益の予測にかかるテイクオーバーコードの規定に服するものでもありません。また、上記の記載は、将来の事業年度において、1株当たり利益が従前の事業年度の1株当たり利益以上となることを保証するものではありません。
3. 上記記載における「投下資本利益率(ROIC)」とは、買収価額または全体の企業価値に対する割合としての、Shire社の年間の税引後コア・アーニングス(ただし、シナジーを含み、シナジー達成にかかるコストおよび取引関連コストを控除します)を指し、「当社の資本コスト」とは、株主資本と負債の構成を反映した資本コストを表す、加重平均資本コストを指します。
4. 調整後EBITDAとは、減損損失、その他の営業収益・費用(減価償却費および償却費を除く)、金融収益・費用(純支払利息を除く)、持分法による投資損益および企業結合会計影響や取引関連費用などの当社の中核事業に関連しないその他の項目を除外するように調整されたEBITDA(法人所得税費用、減価償却費および償却費、ならびに純支払利息控除前の純利益)を指します。

3. 本件買収の条件

(1) 本件買収の条件

本件買収においてはShire社との協議・合意により、本件取得対象Shire社株式1株に対して、本件買収対価の現金部分30.33米ドルに加えて、本件株式対価(本件当社新株式0.839株または本件当社新ADS 1.678株)を交付することにより、本件買収後も、本件買収の結果生じる統合後の新会社における利益およびシナジーを、Shire社の株主が引き続き享受する機会を付与することを企図しております。

本件買収対価は、以下の価値に相当します。

- ・ 2018年4月23日(Shire社取締役会が原則として本件買収対価への賛成を推奨する意図があることの前日)における当社普通株式の終値4,923円ならびに為替レート1ポンド151.51円および1ポンド1.3945米ドルに基づく場合、Shire社株式1株当たりの価格は49.01ポンド。
- ・ 本件直近参照日における当社普通株式の終値4,528円ならびに為替レート1ポンド145.83円および1ポンド1.2996米ドルに基づく場合、Shire社株式1株当たりの価格は49.39ポンド。

また、本件取得対象Shire社株式1株当たりの価格に相当する49.01ポンドは、本件直近参照日におけるShire社の発行済普通株式および発行予定普通株式総数に換算して約456億ポンドであり、以下のプレミアムを付したものです。

- ・ 2018年3月23日(当社のShire社に対するオファーへの潜在的関心についての憶測報道がなされる前の最終営業日、以下同じ)におけるShire社株式の終値29.81ポンドに対しては64.4パーセント。
- ・ Shire社株式の2018年3月23日までの30取引日における売買高加重平均価格31.37ポンドに対しては56.2パーセント。
- ・ 2018年3月27日(テイクオーバーコードに基づくオファー期間が開始する直前の営業日)におけるShire社株式の終値30.70ポンドに対しては59.6パーセント。
- ・ Shire社株式の2018年3月27日までの30取引日における売買高加重平均価格31.28ポンドに対しては56.7パーセント。

株主総会参考書類

なお、当社は、Evercore Group L.L.C. (以下「Evercore」といいます)、JPMorgan Securities Japan Co., Ltd.、J.P. Morgan Securities plc および Nomura International plc をフィナンシャル・アドバイザーに選定しております。

加えて、Evercoreは、本件取得対象Shire社株式に関し、ディスカウントド・キャッシュ・フロー法(DCF法)、トレーディング・マルチプル法および類似取引比較法を含む様々な株式価値分析を実施し、当社取締役会に提示しました。これらの株式価値分析に基づき、Evercoreは、当社取締役会に対し、2018年5月7日付けで、同日時点において、本件買収において本件取得対象Shire社株式1株に対し対価として支払われる現金30.33米ドルおよび本件当社新株式0.839株または本件当社新ADS 1.678株は、当社にとって財務的見地より公平である旨の意見を提出しました。なお、Evercoreの意見は、通例的な諸前提条件、手続、考慮事項ならびにEvercoreによる当該意見の提供過程において実施された検討範囲についての留保および限定を条件とするものです。

当社は、本件買収対価の算定において、Shire社の事業内容およびEvercoreが実施した財務分析を含む様々な要素について検討を重ね、当社の厳格な投資基準への適合性(配当方針および投資適格格付の維持を含む)も考慮のうえ、本件買収対価が妥当なものであり、当社の投資基準の範囲内であると判断いたしました。

Evercoreは、2018年5月7日付けで当社が当社取締役会に提出した意見にかかる上記の言及を本招集通知に含めることに同意する旨の書簡を、当社に提出しております。当社取締役会は、本臨時株主総会に本議案を付議することを決定するにあたり、2018年5月8日以後、当社取締役会による本臨時株主総会の招集決定日までの状況を考慮して、2018年5月8日に当社取締役会が決定した本件買収にかかる意思決定に影響を与える前提事実の重大な変更はないことを確認し、本件買収対価が妥当なものであり、当社の投資基準の範囲内であることを再度確認しております。

当社は、一定の条件において、本件買収が完了しない場合には、Shire社に対し、48.17ポンド(本件取得対象Shire社株式1株に対する(2018年5月4日を基準とする)現金対価の価格および(2018年5月2日を基準とする)本件当社新株式による対価の価格の合計額)に両社間で合意した本件Rule 2.7アナウンスメントが行われた日時点の完全希釈化ベースのShire社の発行済普通株式および発行予定普通株式総数である937,925,528を乗じた額の、それぞれ、2パーセント(下記(i)の場合)、1パーセント(下記(ii)の場合)、または1.5パーセント(下記(iii)の場合)に相当する額の現金(米ドル。小数点以下は四捨五入。為替レート1ポンド1.3546米ドルにて換算される)を支払うことについて合意しております。上記の「本件買収が完了しない場合」には、一定の例外はございますが、(i)当社取締役会が、当社株主に対する賛成推奨を撤回し、または反対推奨に変更する場合、(ii)本臨時株主総会において本第1号議案が承認されない場合、および(iii)2019年5月8日またはそれ以降の日であって(必要に応じてテイクオーバーと合併に関する英国パネルの同意および本件裁判所の承認を得て)当社とShire社が書面で合意した日以前に、本件スキーム(または該当する場合はジャージー会社法に定めるテイクオーバー・オファー)が一定の規制当局の許可が得られないことを理由として失効する場合または撤回された場合が含まれます。

(2) 規制当局の承認条件の概要

本件直近参照日時点において、米国、ブラジル、中国および日本の競争法当局から、本件買収に関する承認を得ております。欧州連合における競争法にかかる承認につきましては、欧州委員会に対し、企業結合にかかる通常届出(Form CO)を2018年9月28日に提出しております。当社は、欧州委員会と、当社製品Entyvio(一般名:ペドリスズマブ)とShire社のパイプラインで現在臨床第3相試験段階であるSHP647に関し、将来的に炎症性腸疾患領域において重複を来す可能性について協議中であり、SHP647および関連する権利のあり得べき売却を、問題解消措置案として提出いたしました。

4. 本件買収の方法および手続

(1) 本件買収の方法

上記1(2)記載のとおり、Shire社はジャージー会社法を設立準拠法とすることから、本件買収は、ジャージー会社法に基づき本件裁判所が管轄する手続である、スキーム・オブ・アレンジメントにより実施される予定です。これにより、当社は、本件買収対価の交付と引き換えに、Shire社の発行済普通株式および発行予定普通株式のすべてを取得いたします。

スキーム・オブ・アレンジメントとは、ジャージー会社法に従い、会社の資本構成を、株主等の当事者との個別の合意ではなく、本件裁判所の指示に従って招集される株主集会の承認および本件裁判所の認可手続により一律に変更する手続です。本件では、本件買収に対するShire社取締役の賛成推奨に基づき、本件Shire社株主集会および本件Shire社株主総会におけるShire社株主の承認ならびに本件裁判所の認可を取得すること、また、規制当局の承認の取得等の前提条件の充足およびイギリス王室属領ジャージーの会社登記官(registrar of companies)に対する裁判所命令の登録を条件として、本件取得対象Shire社株式の取得が成立します。

本件スキームについての本件Shire社株主集会の承認は、本件Shire社株主集会において、出席かつ有効に議決権行使したShire社の株主数の過半数、かつ、これらの株主の有する議決権数の75%以上による承認を得ることが必要です。加えて、本件スキームを実行するためには、本件Shire社株主総会において、同株主総会において行使された議決権総数の75%以上の承認による特別決議が得られることが要件となります。

(2) 本件買収対価である当社普通株式の決済方法およびその一部売却が行われる場合の売却方法

- i. 本件買収対価の株式対価部分として、当社は本件当社新株式を本件割当対象Shire社株主に対して交付いたしますが、当該交付は、まず、本件当社新株式のすべてを、本件割当対象Shire社株主のために開設・管理される包括証券口座(以下「**本件決済口座**」といいます)に記録することによって行います。
- ii. 本件割当対象Shire社株主が、スキーム・ドキュメントの定めに従って、所定期間内に本件当社新株式を受領する証券口座を指定することにより、当該株主の証券口座情報を有効に通知した場合には、本件効力発生日から14日以内に、当該株主に対して割り当てられる数に相当する本件当社新株式を、本件決済口座から当該株主が指定した証券口座に振り替えます。
- iii. 本件割当対象Shire社株主が、最大2年間にわたり、当該株主が有することとなる本件当社新株式に対する権利を、かかる本件割当対象Shire社株主らのために管理されるノミニー(nominee facility)(以下「**本件法人ノミニー**」といいます)を通じて保有することを、スキーム・ドキュメントの定めに従って有効に選択した場合には、当該株主に対して割り当てられる数に相当する本件当社新株式は、当該株主のために、本件決済口座において保有されます。かかる株主のために本件決済口座において保有される本件当社新株式は、本件効力発生日後2年間を経過する日までに売却されなかった場合、または、本件決済口座から引き出されなかった場合には、一定の売却方針⁽²⁾に従って売却され、売却完了後に、売却代金(当該売却方針に従って一定の控除が行われた後のもの。以下、本4(2)において同じ)が、按分比例により、本件割当対象Shire社株主であった該当事者に対して支払われます。

株主総会参考書類

- iv. 本件割当対象Shire社株主が、スキーム・ドキュメントの定めに従い、当該株主が有することとなる本件当社新株式に対する権利に代わり、本件当社新ADSの交付を受けることを選択した場合、当該株主に対して割り当てられる数に相当する本件当社新株式は、本件決済口座から本件当社新ADSの預託口座に振り替えられます。該当する本件割当対象Shire社株主は、当該株主が割当てを受けた本件当社新株式の数に相当する本件当社新ADSの交付を受けることとなります。
- v. 本件割当対象Shire社株主が、当社に対し、その証券口座情報を通知せず、また、本件法人ノミニーを通じて本件当社新株式を保有する意思、および、本件当社新ADSを受け取る意思のいずれも通知しなかった場合、当該株主に対して割り当てられる数と同数の本件当社新株式は、本件決済口座において管理されます。ただし、本件割当対象Shire社株主が、本件効力発生日後3か月以内に、その証券口座情報を通知せず、また、本件法人ノミニーを通じて本件当社新株式を保有する意思、および、本件当社新ADSを受け取る意思のいずれも通知しなかった場合には、本件決済口座を通じてかかる株主のために保有されている本件当社新株式は一定の売却方針^(注)に従って売却され、売却完了後、売却代金が、按分比例により、本件割当対象Shire社株主であった該当事者に対して支払われます。
- vi. 本件買収対価として割り当てる本件当社新株式の数を算出するにあたって生じた端数については、当該端数を合算した数に相当する数(かかる合算により端数が生じる場合は当該端数を切り捨てた整数)の本件当社新株式が、上記のように交付されるのではなく、一定の売却方針^(注)に従って本件効力発生日後できるだけ速やかに売却され、売却完了後、売却代金が、按分比例により、当該端数につき権利を有する本件割当対象Shire社株主に対して支払われます。
- vii. 上記に加え、本件スキーム基準時において保有する本件取得対象Shire社株式の数が200株以下である本件割当対象Shire社株主は、ディーリング・ファシリティ・サービスを利用することができます。当該ファシリティ・サービスの利用要件を充たし、かつ、当該ファシリティ・サービスを利用することを希望する本件割当対象Shire社株主は、上記で述べた決済方法に代えて、本件買収対価の一部として当該株主が権利を得た本件当社新株式を、当該株主のために、本件効力発生日後、実務上速やかに、一定の売却方針^(注)に従って売却することを選択することができます。この場合、売却完了後、売却代金が、按分比例により、当該株主に対して支払われます。

(注) 上記の各売却に適用される売却方針において、1日の売却数量の上限を、売付日の属する週の前4週間の1日平均出来高の15%としております。

(3) 本件買収のスケジュール (予定)

予定	日付
臨時株主総会(当社)	2018年12月5日
本件Shire社株主集会および本件Shire社株主総会(Shire社)	2018年12月5日(ロンドン時間)
本件裁判所による本件スキームの認可予定日(Shire社)	2019年前半
本件効力発生日	
本件買収対価としての本件当社新株式の発行にかかる効力発生日	

(注) 上記スケジュールは、本書印刷開始日(2018年10月31日)時点のものです。なお、これらの日時は当社の現時点における想定に基づく参考としての記載であり、変更の可能性があります。上記のスケジュールの更新または変更につきましては、当社ホームページ(<https://www.takeda.com/jp/investors/reports/shareholders-meetings/>)にて株主の皆様にお知らせいたします。

5. Shire 社の会社概要

(1) 名称	Shire plc		
(2) 所在地	登記上の事務所：22 Grenville Street, St Helier, JE4 8PX, Jersey, Channel Islands 本社：Block 2 & 3, Miesian Plaza, 50-58 Baggot Street Lower, Dublin 2, Republic of Ireland		
(3) 代表者の役職・氏名	会長：スーザン キルスピー CEO：フレミング オルンスコフ		
(4) 事業内容	医薬品等の研究開発・製造・販売および医薬品のマーケティング		
(5) 資本金	81.6百万米ドル(2017年12月31日時点)		
(6) 設立年月日	2008年1月28日		
(7) 発行済株式数	922,123,209株(本件直近参照日時点、自己株式を含む)		
(8) 決算期	12月31日		
(9) 従業員数	(連結) 23,044名(2017年12月31日時点)		
(10) 大株主および持株比率	BlackRock, Inc. 7.92%(2017年12月31日時点) ^(注1)		
(11) 当会社間との関係			
資本関係	該当事項なし		
人的関係	該当事項なし		
取引関係	該当事項なし		
関連当事者への 該当状況	該当事項なし		
(12) 最近3年間の経営成績および財政状態(連結・米国会計基準) ^{(注2)(注3)}			
決算期	2015年12月期	2016年12月期	2017年12月期
親会社の所有者に帰属する 持分/純資産	9,829.1 [1,102,923]	28,948.0 [3,248,255]	36,176.4 [4,059,354]
総資産	16,609.8 [1,863,786]	67,035.4 [7,522,042]	67,756.9 [7,603,002]
1株当たり親会社所有者帰 属持分	—	—	—

決算期	2015年12月期	2016年12月期	2017年12月期
売上収益	6,416.7 [720,018]	11,396.6 [1,278,812]	15,160.6 [1,701,171]
営業利益	1,419.5 [159,282]	962.9 [108,047]	2,455.2 [275,498]
税引前当期利益	1,385.8 [155,501]	486.1 [54,545]	1,893.4 [212,458]
親会社の所有者に帰属する 当期利益/当期純利益	1,303.4 [146,255]	327.4 [36,738]	4,271.5 [479,305]
基本的1株当たり当期利益/ 1株当たり当期純利益 (米ドル/[円])	2.21 [247.98]	0.43 [48.25]	4.71 [528.51]
1株当たり配当金 (米ドル/[円])	0.233 [26.14]	0.2679 [30.06]	0.3079 [34.55]


(注) 1. 大株主および持株比率は、英国金融行為規制機構(FCA)の開示透明性規則(Disclosure Guidance and Transparency Rules)の下で、Shire社が正確に把握できる情報に基づき記載しております。
2. 表示単位は特記したものを除き、百万米ドル/[百万円]とし、表示単位未満は切り捨ててしております。
3. 米ドルおよび日本円間の為替レートは、本件直近参照日時点の1米ドル当たり112.21円です。


第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)3名選任の件


第1号議案(Shire社の買収を実行するために発行される募集株式の募集事項の決定を取締役に委任する件)において記載いたしました本件買収に関連して、以下のとおり、取締役(監査等委員である取締役を除く)3名の選任をお願いいたしますと存じます。

当該取締役3名の選任は、第1号議案のご承認および本件スキーム(第1号議案の1(2)において定義されます)の効力が生じることを条件として、本件効力発生日(第1号議案の1(2)において定義されず)に効力を生じるものとします。

取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	1	新任 社外 独立	生年月日	1960年8月27日生	58歳	所有する当社株式の数	0株
 <p>イアンクラーク (Ian Clark)</p>							
<p>略歴および重要な兼職の状況</p> <p>2005年12月 ジェネンテック社 コマーシャルオペレーション担当エグゼクティブ ヴァイス プレジデント</p> <p>2009年4月 同社 グローバルマーケティング担当エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント、グローバル製品戦略部門長兼チーフ マーケティング オフィサー</p> <p>2010年1月 同社 取締役チーフ エグゼクティブ オフィサー兼北米コマーシャルオペレーション部門長</p> <p>2016年12月 アジオス・ファーマシューティカルズ社 社外取締役(現在に至る)</p> <p>2017年1月 Shire社 社外取締役(現在に至る)</p> <p>2017年1月 コーバス・ファーマシューティカルズ社 社外取締役(現在に至る)</p> <p>2017年1月 ガーダント・ヘルス社 社外取締役(現在に至る)</p> <p>2017年11月 アプロバイオ社 社外取締役(現在に至る)</p> <p>2018年4月 フォーティセブン社 社外取締役(現在に至る)</p>							

候補者番号	2	新任 社外 独立	生年月日	1959年1月3日生	59歳	所有する当社株式の数	0株
 <p>オリエボユオン (Olivier Bohuon)</p>							
<p>略歴および重要な兼職の状況</p> <p>1998年1月 スミスライン・ピーチャム・ファーマシューティカルズ・フランス社 社長兼チーフエグゼクティブ オフィサー</p> <p>2001年1月 グラクソ・スミスライン・ファーマシューティカルズ・ヨーロッパ社 取締役兼欧州コマーシャルオペレーション担当シニア ヴァイス プレジデント</p> <p>2003年4月 アボット・ラボラトリーズ社 欧州部門長兼コーポレート オフィサー</p> <p>2006年2月 同社 コーポレート シニア ヴァイス プレジデント</p> <p>2009年7月 同社 エグゼクティブ ヴァイス プレジデント</p> <p>2010年9月 ビエール・ファープル社 チーフ エグゼクティブ オフィサー</p> <p>2011年4月 スミス&ネフュー社 チーフ エグゼクティブ オフィサー</p> <p>2011年6月 ビルバック社 社外取締役(現在に至る)</p> <p>2015年7月 Shire社 社外取締役(現在に至る)</p> <p>2018年7月 スミス・グループ社 社外取締役(現在に至る)</p> <p>2018年8月 レオ・ファーマ社 社外取締役兼副会長(現在に至る)</p>							

候補者番号	3	新任 社外 独立	生年月日	1953年4月25日生	65歳	所有する当社株式の数	0株
 <p>スティーブンギリス (Steven Gillis)</p>							
<p>略歴および重要な兼職の状況</p> <p>1981年8月 イミュネクス社(現アムジェン社)創業者、取締役兼研究開発担当エグゼクティブ ヴァイス プレジデント</p> <p>1988年6月 イミュネクス・リサーチ&ディベロップメント社 社長兼チーフ オペレーティング オフィサー</p> <p>1990年7月 同社 社長兼チーフ エグゼクティブ オフィサー</p> <p>1993年5月 イミュネクス社 チーフ エグゼクティブ オフィサー</p> <p>1994年10月 コリクサ社(現グラクソ・スミスライン社)創業者、取締役兼チーフ エグゼクティブ オフィサー</p> <p>1999年1月 同社 取締役兼会長</p> <p>2005年8月 アーチ・ベンチャー・パートナーズ社 マネージング ディレクター(現在に至る)</p> <p>2009年10月 パルマトリクス社 社外取締役(現在に至る)</p> <p>2012年10月 Shire社 社外取締役(現在に至る)</p> <p>2016年5月 VBIワクチン社 社外取締役兼会長(現在に至る)</p>							

各候補者を取締役候補者とした理由

イアン クラーク氏、オリピエ ボユオン氏およびスティーブン ギリス氏は、いずれもShire社の現任の社外取締役であります。本件買収成立後の新会社たる当社の社外取締役として取締役会の議論および意思決定に直接参画いただくことで、当社とShire社との統合をより円滑、迅速かつ効果的に進めることができるとともに、当社がグローバルな研究開発型のバイオ医薬品のリーディングカンパニーとなるための変革をさらに加速することに貢献いただけるものと考えております。

上記の各氏は、いずれも、Shire社の社外取締役としてのご経験から、統合後の新会社にもたらされるShire社のポートフォリオやこれが関係する疾患領域につき必要十分な識見を有しておられることに加え、Shire社における経歴以外に、欧米のヘルスケア企業で重要なポジション（CEOを含む）を歴任され、グローバルヘルスケア事業経営における豊富な経験に基づく高い識見を有しておられます。とりわけ、イアン クラーク氏はオンコロジー領域のマーケティングおよびヘルスケア企業におけるバイオ技術部門の運営、オリピエ ボユオン氏はヘルスケア領域全般のマーケティング、そして生物学の博士号を有するスティーブン ギリス氏は免疫関連のヘルスケア事業に、それぞれ特に高い専門性を有しておられます。上記のとおり、上記の各氏は、Shire社での社外取締役としての経験に加えて、欧米のヘルスケア企業のグローバルヘルスケア事業経営における豊富な経験に基づく高い識見とそれぞれの高度な専門性を生かして、Shire社との統合によりグローバルな研究開発型のバイオ医薬品のリーディングカンパニーとなるための変革をさらに加速する当社において、その公平・公正な意思決定と事業活動の健全性確保に貢献いただけると考えられることから、上記の各氏を社外取締役候補者として存じます。

- (注) 1. 各候補者と当社に特別な利害関係はありません。
2. イアン クラーク氏、オリピエ ボユオン氏およびスティーブン ギリス氏は、社外取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者であります。なお、当社は「社外取締役の独立性に関する基準」（同基準は次頁に記載のとおりです）を定め、この基準をもとに社外取締役を選任しており、各氏は株式会社東京証券取引所など当社が上場している金融商品取引所の独立役員要件を満たしております。当社は、各氏の就任後、各氏を独立役員として指定し、各取引所に届け出る予定であります。
3. 当社は、イアン クラーク氏、オリピエ ボユオン氏およびスティーブン ギリス氏の選任が承認された場合、各氏の就任後、各氏との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

【ご参考】社外取締役の独立性に関する基準

当社は、招聘する社外取締役の独立性について、金融商品取引所が定める独立性の基準を満たすことを前提としつつ、次の資質に関する要件を満たすことを重視して判断します。

すなわち、当社では、医薬品事業をグローバルに展開する当社において、多様な役員構成員の中にあっても、事業活動の公平・公正な決定および経営の健全性確保のために積極的に、当社の重要案件について、その本質を質し、改善を促し、提言・提案を発する活動を継続して行うことにより、確固たる存在感を発揮していただける方が、真に社外取締役として株主の期待に応え得る人物であると考え、かかる人物に求められる資質に関する基準として、以下の項目の(1)から(4)のうちの2項目以上に該当することを要件とします。

- (1) 企業経営の経験に基づく高い識見を有する
- (2) 会計、法律等の専門性の高い分野において高度な知識を有する
- (3) 医薬品事業またはグローバル事業に精通している
- (4) 多様な価値観を理解し、積極的に議論に参加できる高い語学力や幅広い経験を有する

以上

電磁的方法(インターネット等)による議決権行使のご利用上の注意点

電磁的方法(インターネット等)により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、**2018年12月4日(火曜日)午後5時30分まで**に行ってくださいようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書のご返送またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)
- (2) 株主様のインターネット利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合もあります。

- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

2 インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

バーコード読取機能付の携帯電話等を利用して、QRコード*を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細については、お持ちの携帯電話等の取扱説明書をご確認ください。

* QRコードは特許商標の登録商標です。



システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部(ヘルプデスク)
電話 0120-173-027

(受付時間 9:00 ~ 21:00、通話料無料)

【機関投資家の皆様へ】

議決権行使の方法として「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

以上